



(処分計画の基準)

**第二十三条** 処分計画においては、造成宅地等は、政令で特別の定めをするもの除き、少なくとも次の各号に掲げる要件を備えた者を公募し、それらの者のうちから公正な方法で選考して譲受人を決定するよう定めなければならない。この場合において、当該新住宅市街地開発事業の施行に伴い自己若しくは使用人の居住又は自己の業務の用に供する土地又は建物を失った者その他の者で政令で定めるものに對しては、政令で定めるところにより、他の者に優先して必要な宅地を譲り受けける機会を与えるように定めなければならない。

一 自己若しくは使用人の居住又は自己の業務の用に供する宅地を必要とする者であること。

二 譲渡の対価の支払能力がある者であること。

三 処分計画においては、造成宅地等の円滑な処分を図るために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に該当する造成宅地等の譲渡に関する事業を行う信託会社又は金融機関の信託業務の兼管等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関(以下「信託会社等」という)で当該造成宅地等の譲渡に関する事業を行うために必要な資力、信用及び技術的能力を有するものを公募し、それらのうちから公正な方法で選考して決定した信託会社等に対し、造成宅地等の一部を国土交通省令で定める基準に従つて信託するよう定めることができる。

一 信託に係る造成宅地等は前項前段の政令で特別の定めをするものを除き、同項各号に掲げる要件その他処分計画で定める要件を備えた者を公募し、それらの者の中から、処分計画で定めるところにより、公正な方法で譲受人を選定するものであること。

二 信託に係る造成宅地等の譲渡価額は、次条に規定する造成宅地等の処分価額に関する基準に従つて施行者が決定した額とするものであること。

**第二十四条** 処分計画においては、造成宅地等の処分価額は、居住又は営利を目的とした業務の用に供されるものについては、当該造成宅地等の取得及び造成又は建設に要する費用(公共施設及び公益的施設の整備に要する費用のうち

当該造成宅地等である宅地に配分されるべき費用を含む。以下この条において同じ。)を基準とし、かつ、当該造成宅地等の位置、品位及び用途を勘案し、當利を目的とする業務の用に供されるものについては、類地等の時価を基準とし、かつ、当該造成宅地等の取得及び造成又は建設に要する費用並びに当該造成宅地等の位置、品位及び用途を勘案して決定するよう定めなければならない。

**第二十五条** 処分計画においては、処分後の造成施設等のうち、都市計画が定められているものについてはその都市計画に適合するよう、その他の公益的施設等の施設(特定業務施設を除く)については居住者の共同の福祉及び利便に資するよう、特定業務施設については居住者の雇用機会の増大及び昼間人口の増加による事業地の都市機能の増進に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するよう、各街区内の建築物の敷地については当該街区にふさわしい規模及び用途の建築物が建築されるよう定めなければならない。

(施行計画及び処分計画に関する協議)

**第二十六条** 施行者は、施行計画又は処分計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、施行計画若しくは処分計画又はその変更に關係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める者に協議しなければならない。

### 第三節 造成施設等の処分等

#### (工事完了の公告)

**第二十七条** 施行者は、事業地(事業地を工区に分けたときは、工区。以下この条において同じ。)の全部について工事(施行計画で特に定めた工事を除く)を完了したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 信託に係る造成宅地等は前項前段の政令で特別の定めをするものを除き、同項各号に掲げる要件その他処分計画で定める要件を備えた者を公募し、それらの者の中から、処分計画で定めるところにより、公正な方法で譲受人を選定するものであること。

二 信託に係る造成宅地等の譲渡価額は、次条に規定する造成宅地等の処分価額に関する基準に従つて施行者が決定した額とするものであること。

**第二十八条** 新住宅市街地開発事業の施行により公共施設が設置された場合には、その公共施設は、前条第二項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属す

るものとする。ただし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるとき、又は処分計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

**第三十一条** 施行者は又は第二十三条第二項の規定により処分計画に定められた信託を引き受けた者(以下「特定信託会社等」という)は、その譲受けの日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

2 施行者は、前条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 施行者は、前条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により施行者からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合には、その公共施設に関する工事が施工計画において定められた設計に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

**第二十九条** 新住宅市街地開発事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地は、国又は地方公共団体が所有するものは、第二十七条第二項の公告の日の翌日において施行者に帰属するものとし、これに代わるものとして処分計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日ににおいてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が施工計画に適合していると認めたときは、遅滞なく、当該事業地について工事が完了した旨を公告しなければならない。

(新住宅市街地開発事業の施行により設置された公共施設の管理)

**第三十条** 施行者は、造成施設等をこの法律及び処分計画に従つて処分しなければならない。

2 地方公共団体がこの法律の規定により行なう造成施設等の処分については、当該地方公共団

体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

#### (建築物の建築義務)

**第三十二条** 第二十七条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成宅地等又は造成宅地等の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

1 一 当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、地方住宅供給公社その他政令で定める者で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

2 二 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合

3 三 当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、地方住宅供給公社その他政令で定める者で定めるところにより当該権利が移転する場合

4 四 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)その他の法律により収用され、又は使用される場合

5 五 その他の政令で定める場合

一 前項に規定する承認に関する処分は、当該権利を設定し、又は移転しようとする者がその設定又は移転により不当に利益を受けるものであるかどうか、及びその設定又は移転の相手方が処分計画に定められた処分後の造成宅地等を利用の規制の趣旨に従つて当該造成宅地等を利用するか認められるものであるかどうかを考慮してしなければならない。

3 特定信託会社等による当該信託に係る造成宅地等に関する第一項の権利の設定又は移転につ

いての同項に規定する承認は、前項の規定によるほか、当該権利の設定又は移転が第二十三条第二項各号に掲げる要件に該当するものである場合に限り、することができる。

4 第一項に規定する承認には、処分計画に定められた処分後の造成宅地等の利用の規制の趣旨を達成するため必要な条件を付することができます。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(賃戻権)

第三十三条 施行者又は特定信託会社等は、新住宅市街地開発事業により造成された宅地を譲り渡す場合(施行者が特定信託会社等に信託契約に基づき当該宅地を譲り渡す場合を除く。)においては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百七十九条の定めるところに従い、当該譲渡の日から第二十七条第二項の公告の日の翌日から起算して十年を経過する日までの期間を買戻しの期間とする買戻しの特約を付さなければならぬ。

2 前項の特約に基づく買戻権は、施行者若しくは特定信託会社等から宅地を譲り受けた者又はその承継人が第三十二条若しくは前条第一項の規定に違反した場合又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合に限り、行使することができる。

3 前項の規定にかかわらず、同項の宅地又はその上に建築された建築物に関し前条第一項の承認を受けて権利を有する者があるとき、又は前項の違反事実があつた日から起算して三年を経過したときは、第一項の特約に基づく買戻権は、行使することができない。

4 第一項の規定により買戻した宅地は、処分計画の趣旨に従つて処分しなければならない。(図書の備置き等)

第三十四条 施行者は、第二十七条第二項の公告があつたときは、造成施設等の存する市町村の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該造成施設の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

2 前項の図書の送付を受けた市町村長は、第二十七条第二項の公告の日の翌日から起算して十一年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

3 都道府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、第二十七条第二項の公告をした日の

翌日から起算して十年間、新住宅市街地開発事業が施行された土地の区域内の見やすい場所に、新住宅市街地開発事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

### 第三章 雜則

(測量のための標識の設置)

第三十四条の二 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、国土交通省令で定める標識を設けることができる。

(関係簿書の閲覧等)

第三十四条の三 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、新住宅市街地開発事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所に対し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

2 本若しくは抄本若しくは登記事項証明書の交付を求めることができる。(建築物等の収用の請求)

第三十四条の四 新住宅市街地開発事業につき都

市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

2 土地収用法第八十七条の規定は、前項の規定による収用の請求について準用する。

第三十五条 新住宅市街地開発事業に要する費用(費用の負担)

2 施行者は、政令で定める幹線街路、終末処理場その他の重要な公共施設で他の施行者の施行する新住宅市街地開発事業に係る事業地内の居住者の利便に供されることとなるものの整備に

要する費用について、当該他の施行者に対し、その一部の負担を求めることができる。

### 第三十九条 (新住宅市街地開発事業の引継ぎ)

第三十六条 現に施行されている新住宅市街地開発事業の事業地となつている区域については、その施行者の同意を得なければ、その施行者以外の者は、新住宅市街地開発事業を施行することができない。

2 現に施行されている新住宅市街地開発事業の事業地となつている区域について、前項の同意を得て、新たに施行者となつた者がある場合に施行者となつた者に引き継がれるものとする。においては、その新住宅市街地開発事業は、新たに施行され、その新住宅市街地開発事業を引継ぐこととならない。

3 前項の規定により新住宅市街地開発事業を引き継いで施行することとなつた施行者は、引き継がれることとなつた施行者が新住宅市街地開発事業の施行に関して有していた権利義務(その者がその施行する新住宅市街地開発事業に関して、行政の許可、認可その他の处分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

4 第二項の場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令その規定により従前の施行者がした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者がしたものとみなし、従前の施行者に対してもした処分、手續その他の行為は、新たに施行者となつた者に対するものとみなす。

第三十七条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、新住宅市街地開発事業に関する簿書をその事務所に備え付けておかなければならぬ。(関係簿書の備付け)

2 利害関係人から前項の簿書の閲覧の請求があつた場合においては、施行者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

第三十八条 施行者は、新住宅市街地開発事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなく、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができるときをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したるものとみなす。

(資金の融通等)

### 第四十条 (新住宅市街地開発事業に必要な資金の融通)

第四十一条 国は、施行者に対し、新住宅市街地開発事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

2 都道府県知事は、施行者に対し、市町村は国土交通大臣に対し、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ新住宅市街地開発事業に専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

3 施行者に対する監督等

4 國土交通大臣は、施行者である地方住宅供給公社(市ののみが設立したものを除く。)に対し、都道府県知事は地方住宅供給公社(市ののみが設立したものに限る。)又は第四十五条第一項の規定による施行者に対し、それぞれ、それらの者が定めた施工計画又はそれらの者が行う工事若しくは処分が、この法律、この法律に基づく命令若しくは新住宅市街地開発事業である都市計画事業の内容又は施工計画若しくは処分計画に従つてないと認める場合において、施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他必要な措置を命ずることができる。

5 國土交通大臣は、施行者である都道府県に対し、都道府県知事は施行者であるその他の地方公共団体に対し、それぞれ、それらの者が定めた施工計画又はそれらの者が行う工事若しくは処分が、この法律、この法律に基づく命令若しくは新住宅市街地開発事業である都市計画事業の内容又は施工計画若しくは処分計画に従つてないと認める場合においては、新住宅市街地開発事業の適正な施工を確保するため必要な限度において、施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他必要な措置を講じなければならない。

6 國土交通大臣は、違法又は不当な第三十二条第一項の規定に基づく承認の処分が行なわれたときは、造成宅地等の適正な利用を確保するた





あつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁である。前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

**第二百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。(検討)

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十二条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 附 則 (平成二一年一二月二二日法律第

(施行期日)

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第一項及び第千三百四十四条の規定

公布の日

附 則 (平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号)抄  
**第一条** この法律は、平成十六年七月一日から施行する。  
**第四十条** 機構が附則第十二条第一項の規定により施行する新住宅市街地開発法第二条第一項の規定による改訂後の新住宅市街地開発事業に対する前条の規定による改訂後の新住宅市街地開発法第六条、第二十条第一項及び第三項、第二十七条第一項、第二二一条、第三二二条第一項第一号、第四十二条、第四十一条第一項並びに第五十条第一項第二号及び第三号の規定の適用については、同法第六条、第三三十一条及び第三十二条第一項第一号中「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体、独立行政法人都市再生機構」と、同法第二十二条第一項及び第四十一条第一項中「地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く)」と、同法第二十二条第三項中「都道府県」とあるのは「都道府県又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第二十七条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(施行者が独立行政法人都市再生機構であるときは、国土交通大臣)。次項において同じ。」と、同法第四十条中「都道府県及び」とあるのは「都道府県、独立行政法人都市再生機構及び」と、同法第五十条第一項第二号及び第三号中「都道府県又は」とあるのは「都道府県、独立行政法人都市再生機構又は」とする。

築基準法第六十条の二第三項及び第一百一条第二項の改正規定、第四条、第五条、第七条中第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び第七条及び第九条から第十二条までの規定施行する。

**第六条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に都市計画に定められている新住宅市街地開発事業(新住宅市街地開発法第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業をいう。以下この条において同じ。)に係る市街地開発事業等の条において同じ。)に係る市街地開発事業等の予定区域又は新住宅市街地開発事業の施行区域は、それぞれ、第四条の規定による改訂後の新住宅市街地開発法第二条の一各号又は第三条各号に掲げる条件に該当する土地の区域とみなす。

**第二十五条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に新住宅市街地開発事業を施工する者から建築物を建築すべき宅地を譲り受けたものの建築物を建築しなければならない期間については、なお従前の例による。同法第三十三条第一項の規定により付されている買戻しの特約に基づく買戻権の行使についても、同様とする。

(罰則に関する経過措置)

**第十一条** この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一条** この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

**附 則 (平成一六年六月一八日法律第一四号)抄  
 (施行期日)**

**第一条** この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中都市計画法第十二条第四項及び第一二一条の二第二項の改正規定、第二条中建

築基準法第六十条の二第三項及び第一百一条第二項の改正規定、第四条、第五条、第七条中第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び第七条及び第九条から第十二条までの規定施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二九年五月一二日法律第一六号)抄  
 (施行期日)**

**第一条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二九年五月一二日法律第一六号)抄  
 (施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月

一 附則第二十五条の規定 公布の日  
 二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定、第二条中都市公園法第三条第二項の改正規定及び第七条及び第九条から第十二条までの規定施行する。

**第二十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄  
 (施行期日)**

**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日